

中世 Bristol の毛織物工業

出 羽 秀 明

The Woollen Industry in Medieval Bristol

Hideaki Dewa

(1) はじめに

Bristol は中世を通じてイングランド西南部における商工業の中心地として繁栄した。とりわけ、商業はその立地を生かして征服以前から活発に行われ、12世紀に「Bristol は Ireland, Norway, そしてヨーロッパ各地からの船で満たされ、それらはそこに多大な取引きと巨大な海外の富をもたらした。」と記された¹⁾。Henry II 世の時代には La Rochell からワインが輸入され、Bristol からは穀物、羊毛、皮革が輸出された²⁾。

この時期に工業活動も盛んに営まれており、John の特許状において、「Gloucester 伯 Robert 及びその息子 William の時代にもっていたと同様に」、正当なギルドをもつことを認められ、13・4世紀には少なくとも17のクラフト・ギルドが数えられた³⁾。

Bristol の各種産業のなかで、毛織物業は皮革業と並び中世を通じてかなりの規模で営まれていた中心的産業であった。周知のように、イングランドでは12世紀までに Lincoln, Northampton, Stamford, York, Beverley など多くの特権都市において毛織物業が繁栄していた⁴⁾。これらの都市と並び、Bristol でも毛織物業が盛んに営まれ、遅くとも12世紀には上質の染色済毛織物が製造され、Henry II 世の治世には染色毛織物が売買されていた⁵⁾。

本報は、Bristol の毛織物工業の盛衰を、中世後半の地方都市の衰退との関連において明らかにしたものである。中世、地方都市の多くはその地域における政治、宗教、社会、そして何より経済の中心地であった。しかし、多くの都市経済は中世後半の農村の毛織物工業の隆盛、および London への国内・外の貿易の集中によって打撃を蒙った⁶⁾。Bristol もまた例外ではなかった。14世紀末までには物質流通、及び毛織物生産の中心地に、そして15世紀の間に、王国内には London を別にして Bristol と York を除いては殆んどとりあげるほどの都市はない、と記されるまでに成長を遂げていた⁷⁾。しかし、都市の中心的産業である毛織物工業は、とりわけ

農村の、そして London の興隆による多大な影響を受け、16世紀前半には衰退を余儀なくされた。

- 1) いささかの誇張があるとは言え、Bristol が征服以前から商業で栄えていたことは事実であった。というのは、Domesday の時代に、「The burgh of Bristowe with Barton」は銀110 marks を国王に、そして市民は銀33 marks と金1 mark を「Bishop G.」、おそらく Geoffry, Bishop of Constance, に支払った。例えば John Corry, *The History of Bristol*. vol. I, pp. 170, 177. Bristol, 1816
- 2) 1188年に Moreton 伯 John によって賦与された特許状に言及された。N. D. Harding, *Bristol Charters. 1155–1373*. Bristol Record Society Publications, vol. I, p. 13, 1930
- 3) 14世紀半ばからの Bristol のギルドに関する条例・規約などを収録した『The Little Red Book』には、靴修理工、製帯工、染色工、パン屋、理髪師、製靴工、毛織物商、蹄鉄工、鍛冶屋、刃物工及び鋸前工、桶屋、白臘工、皮革商、皮鞣工、肉屋らのギルドの規約がみられ、約30種の職業が記されている。The Little Red Book of Bristol. ed. by F. B. Bickley, Bristol. 1900. 以下、L. R. B. と略記。
- 4) 1140年頃に London, Oxford, Lincoln, Winchester の織布工ギルドは彼らの特権の追認を国王に申し述べた。J. Latimer, *The History of the Society of Merchant Venturers of the City of Bristol*. p. 9, Bristol, 1903
- 5) すでに、この時期には歳市が開かれており、1196年に動産課税 tallage を200 marks 負担した時、歳市に対して10 marks を支払った。W. Barret, *The History and Antiquities of the City of Bristol*. p. 48, Bristol, 1789
- 6) イングランド西部の毛織物工業の発展については、拙著、東海学園女子短期大学紀要、第30号、1–18頁参照。16世紀前半、London への貿易の集中は急激に進展した。1500年には全毛織物輸出の50% 台を占めるのみであったが、1543–44年には89% を占めるに至った。R. Davis, *English Overseas Trade 1500–1700*. p. 12, London, 1973
- 7) Italian Relations of England; A Relation or rather a True Account of the Island of England. ed. C. A. Sneyd, Camden Society Publications, XXXVII, 1847, p. 41
Bristol の毛織物輸出は、15世紀末に頂点に達し、16世紀初めに急減した。その後30年代の安定期を経て、半ば以降低下した。The Overseas Trade of Bristol in the Sixteenth Century. ed. J. Vanes, B. R. S., p. 166, 1979

(2) 毛織物工業の発展

Bristol の毛織物工業は13世紀を通じて着実にその地歩を固めた。この時期、大量の大青染料が輸入され、1266年には外国商人による大青輸入を奨励するため、fine を支払った大青商人には40日間以上 Bristol に滞在することを許可した。¹⁾ Avon 河南部の Temple 地区には Tuckers street と呼ばれる通りがあり、市街地の High Street には ‘the Drapery’ と呼ばれた一画があった。すでにフランス北部や Flanders の毛織物職人の移住がみられ、Bristol の役職者のリストの中に市長の Walter le Fraunceis, Prepositor の William de Bellemonte といった外国人の姓名が見られた。Bristol の毛織物は、すでにこの時期には王国中に知られ、1292年に定められた Canterbury 大司教の家政における毛織物の購入に関する規約には、「St. James の聖節に Bristol

で職服を購入していた。」と記された²⁾。

13世紀前半には統治機構が整備され、市域は旧市壁を越えて拡大していた。1216年、1人の市長と2人のPrepositorsを選出する権利を認められ、1244年の特許状ではイングランド及びその領土内における市壁税、店舗税、家畜税が免除された。そして、1247年にはAvon河南部のRedcliffがBristolに併合され、その後Avon河の木橋が石橋に架け替えられ、St. Augustineの湿地に新たな埠頭が造成された³⁾。

イングランドの毛織物工業は、14世紀に入りEdward III世による保護・奨励政策により著しい発展を示した。この時期、Bristolの毛織物工業も発展を示し、14世紀の終りまでにはイングランドの主要な毛織物工業都市の1つとなっていた。1312年、都市に課せられた動産課税帳簿によれば、少なくとも人口のほぼ1/5にあたる1,500人が毛織物業に関わる職業で生計を立てていた⁴⁾。

Bristolは毛織物工業にとって恵まれた立地にあった。良質の原料羊毛を周辺地域から得ることができたし、製品の捌け口を海外に持っていた。原料羊毛はBuckingham, Coventry, Hereford, Leominsterから、そしてWales, Monmouthから豊富にもたらされ、その多くはAvon河沿いのSt. Mary-le-Port教会前の広場で陸揚げされた⁵⁾。portはラテン語のporta、即ちa market townに由来し、広場の通りはもともとWorship streetと呼ばれた。海外の捌け口はGenoa, Spain, Flanders, Norway、そしてFranceなどであった。Genoaとは14世紀末に15世紀以上の緊密な結びつきを持っており、大青、オイル、木灰、明礬など毛織物工業に欠かせない原材料がもたらされた⁶⁾。また、13世紀末迄にSouthampton, London, HullとともにBordeauとの貿易の主要な窓口となっていた。

14世紀初め、Thomas Blanketらblanket-makerが毛織物業に従事していたことはよく知られている。T. Blanketは「工場」にかなりの資本を投資し、ギルド規制を無視してよそ者を雇い‘blankest’と呼ばれる毛織物を製造した。1331年にEdward III世が低地々方の毛織物職人の移住を奨励した時、おそらく何人かの職人がBristolに定住した。1339年に市長と代官に宛てた令状において、「Thomas Blanketと若干の市民が毛織物を織るために織機を据え、織布工や他の職人を雇った。」と記された。これらの職人は、おそらくこうしたフランク人移住者であった。

毛織物はBristolの富の主要な源泉となっており、その製造と貿易の発展によって多くの富が蓄積された。Bristolの主要輸出商品が穀物、羊毛から毛織物に転換したのはEdward III世の治世であった⁷⁾。1353年に羊毛指定市場に指定されたのはBristolの毛織物の優れた品質によるものであったし、それはまた明らかに都市の毛織物業の発展を助長した⁸⁾。すでに、1332年のBristolの関税帳簿には皮革とワインのみで羊毛の記載はなかった。1341年のMichaelmasからの1年間の帳簿、その後の1395-6年、1399年、1424年の帳簿にも羊毛の輸出は記されず、すべて毛織物のみであった⁹⁾。

1334年の特別税 Fifteenth and Tenth で Bristol が £220 を負担したことは、この時期の都市の繁栄を物語っている。この額は地方都市のなかではとびぬけていた。また、1373年には Edward III 世への Gloucestershire, 及び Somersetshire からの分離を願う請願によってカウンティと同格の法人格を持つ都市として認められた。¹⁰⁾

14世紀、毛織物製造に従事していた者のなかに Bristol で最も著名な商人の家系 Canynges 家の礎を築いた William, 1386年にシェリフを勤めた Peter atte Barugh (または Bryrough, Brayrough), そして1409年に42人の善良な人々の1人に選ばれた Adam Juhyn らがいた。Peter は1396年の遺書で、Temple 教会の St. Katharine の礼拝堂に埋葬するよう指示し、息子に £100, 結婚した娘に £20, 娘 Joan の結婚費用に £10 と 1 quarter の大青、妻に 1 sack が 10 marks の価値の羊毛を 20 sacks と 大青 10 quarters, そして Tuckers street の織布工 John Comer が保有する家屋敷の他、いくつかの不動産を遺贈した。さらに縮絨工と織布工に共同の祭礼のために 20s. ずつを遺贈した。Adam は妻 Katharine に 15 の店舗と 3 つの乾燥部屋 dryind rooms を遺した。¹¹⁾

14世紀末、Bristol の毛織物生産量は著しく増大し、続く70年間この傾向は維持された。毛織物検査官の帳簿によれば、Bristol での検印反数は14世紀50年代には年平均ほぼ 2,000 cloths であった。この中には Bath, Wells, Bridgewater で検印されたものも含まれ、Bristol で製造された毛織物はおそらくその 2/3 を占めた。その後、1394年から 98 年にかけての年平均は 4,063 cloths に達していた。しかもこれは Bristol のみの数字であった。また、1468年の Michaelmas からの 1 年間は 3,586 1/2 cloths で、14世紀末の水準を維持していた。14世紀後半、Bristol の毛織物輸出は、こうした毛織物工業の発展に歩調を合わせて急激に増大した。1348-9年に国内商人によって輸出された毛織物は、たった 900 cloths にすぎなかったが、1360-1 年からの 10 年間の年平均輸出量は 4,529 cloths に、さらに 1390 年代のそれは 5,566 cloths に達した。¹²⁾ Bristol の毛織物は 'Broadmeades' の名で国内外で知られ、'Cotswolds' や 'Mendips' とともに高い評価を得ていた。¹³⁾ Broad Mead は北東の郊外にある St. James 教会近くの毛織物業が営まれた地区であった。

15世紀までに毛織物製造地域は、店舗や切妻造りの家々が立ち並ぶ Avon 河の橋の南に位置する Temple, St. Thomas, 及び Redcliffe 教区に広がりつつあった。この地域には多くの織元、織布工、染色工、縮絨工、そして刷毛工や紡糸女工らが毛織物製造に従事していた。Avon 河に石橋が架けられて以降、この地域の住民の数は著しく増大していた。Temple 教区の Temple 教会は、もともとテンプル騎士団によって国王 Stephen の時代に創建され、教会内陣の北側廊は織布工の付属礼拝堂として知られた。この付属礼拝堂は 1299 年に織布工ギルドに与えられていた。また、Temple street には織布工の集会所があり、そこで織布工の親方はギルドの役員を選出し、議事録や帳簿を保管した。この教区には縮絨工の集会所もあり、そこにはギルドの貧しい人々のための施療院が併設された。Temple street には織布工の William Delyn, 縮絨工

の William Norton, そして染色工の Henry Archer らが住んだ。¹⁴⁾ Temple 教会に埋葬された Thomas Kempson の妻 Joan は、教会に £100 を寄贈し、3 台の織機を遺した。その遺書の連署人に織布工が 2 名含まれた。¹⁵⁾ Tucker street にはその名が示すように Reginald Taillour ら多くの縮絨工が住み、毛織物を縮絨し、それを布張枠に張って乾燥した。¹⁶⁾ ここに住んだ初期の織元で、St. Katherine ギルドの創設者一人であった Thomas atte Hay は、'Brodmede' の 1 軒を含めて 6 軒の店舗を市内に所有した。¹⁷⁾ 15世紀には John Berber, David Danyell らの縮絨工、そして Patric Davy, Ralph Willond らの染色工も働いていた。¹⁸⁾ Robert Bonce は14世紀後半におそらく Redcliffe street で織布業を営み、その 2 つの家屋敷と Wynche strete の 2 軒の店舗を妻と娘に、息子には 20 marks と 12 whole cloths を、そして縮絨工の David Hopkyn にも財産を遺贈し、St. Mary Redcliffe 教会に埋葬された。¹⁹⁾ また、この教区には 15世紀に Henry Bisley, William Wykham らの染色工が住んだ。そして、St. Thomas street には縮絨工の John Lese の他、麻織物業に携わる職人も集住していた。1420 年にこの通りの店舗を娘に遺贈した William Pays は、息子の John に 33s. 4d. の価値の織機を遺贈した。²⁰⁾ この教区には多くの織元や毛織物商人も住んでいた。1383 年 John Stoke は St. Thomas 教会に礼拝堂を寄進し、そこに埋葬された。St. Thomas 教会には多くの商人に混じって織布工の John Heytesbury, 染色工の Edmund Newe らも埋葬された。²¹⁾

1) E. Lipson, *The Economic History of England*. vol. I, p. 447, London. 1959.

2) N. D. Harding, op. cit., p. 12. St. James の歳市については L. R. B., I, pp. 106-8

3) 石橋の建設によって 2 つの地域が結ばれ、港湾が改良されたことから商業と人口は急速に増大した。W. Barret, op. cit., p. 663. 1277 年には Henry III 世により都市収入徴収請負権が付与された。これは 1462 年まで永久とされなかった。E. Lipson, op. cit., pp. 215, 216

4) *The Staple Court Books of Bristol*. ed. E. E. Rich, B. R. S. P., vol. V, pp. 73, 74. Bristol. 1934. E. A. Fuller, *The Tallage of 6 Edward II and the Bristol rebellion*. T. B. G. A. S., XIX, part ii, pp. 175-183, 1895. J. Latimer op. cit., p. 9

5) C. P. R., 1354-58, p. 225

6) L. R. B., vol. II, p. 6

7) V. C. H., Gloucesters. vol. II, p. 154

8) C. C. R., 19 Edw. II, 1326, pp. 564-5

9) 羊毛は 1350 年頃から関税を支払う商品のリストから消えた。15世紀を通じて Bristol からの羊毛輸出は 1446-7 年に Robert Sturmy によって Pisa に向けられた 20 1/2 sacks, 12 clove のみであった。The Overseas Trade of Bristol in the Later Middle Ages. ed. E. M. Carus-Willson, B. R. S. P., vol. VII, p. 85, Bristol, 1937

10) L. R. B., II, pp. xv-xvi. この特許状で Bristol は、国王に推挙した 3 名の中から 1 人のシェリフが選ばれること、そして市長とシェリフは、それぞれ court を開く権限を与えられ、さらに、下院に 2 名の代表者を送ること、より正直な 40 名から成る市会議員が毎年指名され、市会は税金を査定し、課す権限を持つことなどが認められた。

11) T. P. Wadley, *The Great Orphan Book and Book of Wills in the Council House at Bristol*. Bristol and

- Gloucestershire Archaeological Society, pp. 47, 48. Bristol, 1886 以下 Wills と略記。Adam については L. R. B., I, pp. 137-8. Wills, p. 102. C. P. R., 1399-1401
- 12) E. M. Carus-Willson and O. Coleman, England's Export Trade 1275-1547. Oxford, 1963. 1390-91 年の輸出量は、Bristol が 7,086 cloths, London が 1,639 cloths であった。Bristol の毛織物はアイルランド、フランス、スペイン、ポルトガルの市場に向けられた。
 - 13) L. R. B., II, pp. 230, 231
 - 14) Wills., pp. 82, 124-5, 129-30, 171
 - 15) Wills., pp. 54-5
 - 16) Wills., pp. 157-8, 163
 - 17) Thomas atte Hay は 1386, 88 年に Bailiff, 1390 年に Sheriff を勤めた。W. Barrett, op. cit., p. 667. L. R. B., I, pp. 114, 222, pp. 7, 53 に 'weaver' として記述されている。
 - 18) Wills., pp. 129-31
 - 19) Wills., p. 105. 遺書執行人の 1 人に 縮絨工の Richard Borton が含まれた。
 - 20) Wills., pp. 106-7, 129-39. E. Lipson, The History of the Woollen and Worsted Industries. pp. 79, 221, London, 1965
 - 21) Wills., pp. 82, 83, 105, 166. Edmund Newe は、St. Thomas 教会の北側のポーチの修理のために 1 quater の大青を遺贈した。

(3) ギルド規制

あかね染料で緋色に染められた毛織物はイングランドで製造された最も高価な織物で、Bristol の市長や市会議員らは役職のシンボルとして着用した。¹⁾ この有名な商品を織った職人たちは都市の最も活発なギルドの 1 つに組織された。織布工は商人には及ばなかったが、Bristol のギルドの中で縮絨工とともに最大の規模を誇り、社会的・経済的重要性において他のクラフトの上位に位置した。²⁾

1346 年に作成された織布工ギルドの規約は、主としてギルドへの加入を規制し、毛織物の品質を維持することを意図したものであり、仕事の時間、場所、用具などが詳細に規定された。ギルドへの加入の規制は、織布工の失業を防ぐためのものであり、ギルドの成員になるためには市民資格を得ることが必要とされた。徒弟は、通常 7 年間の修業を経て市民への加入が認められた。また、許可なく、そして定められた許可料を支払うことなく新たに織機を据えることは禁止され、新たに設置した織機には 1 台毎に 5s. 1d. が課された。織布工の失業を防ぐために、よそ者の移住者に対してはとりわけ厳しい規制が設けられた。「都市外の各地からによそ者が都市の人間であるかのように毛織物を販売している。」「クラフトの人々が日々、アイルランド生まれの子供や若者を雇って仕事に就かせている。」などの不満があった。15世紀によそ者及び都市外に住む者の市民への加入は、都市を統治する市長、シェリフ、及び 40 名の人々の同意を必要とした。³⁾ 他の都市の織布工が仕事に就くためには上納金を支払って市長と市参事会々員に滞在の許可を得なければならなかつた。⁴⁾ また、1461 年には「織布工のクラフトの多くの人々が、彼らの妻、娘、女中らを使い、織布を行わせている。それによって、多くの人々は失業し

た。」との不満が述べられた。こうした不満を解消するために織布工の妻や娘、女中が織布業に携わることが禁止され、違反した場合には 6s. 8d. の罰金が課せられた。その半分は都市に、残りの半分はギルドに分配された。⁵⁾

賃金も厳しい罰則のもとに規制されていた。1389年に親方織布工は製造した毛織物価格の 1/3 を超える賃金を契約奉公人に支払うことを禁止する規約が定められ、違反には 40d. の罰金が課せられた。⁶⁾ 毛織物の販売は条例によって場所と時間を規制されており、すでに Richard II 世の治世に、「これまで宿屋、部屋、その他の場所で密かに毛織物が販売してきた。…が今後、販売を目的で都市に毛織物を持ち込むすべての人々は、その毛織物を指定された Baldwin Street の Thomas Danyell の邸宅内の建物にもたらし、毛織物を 1 週間に 2 回、即ち毎週木・金曜日に、他ならぬ上記の建物において公に陳列し、販売すべきこと。」との規約が定められ、違反の場合には罰金を都市に支払わねばならなかった。⁷⁾ Baldwin street は From 川岸の The Kay と Avon 河岸の The Back の 2 つの埠頭を結んでいた。

毛織物の寸法と品質に関してはとりわけ詳細な規約が定められた。製品の品質水準を維持することは、いずれのギルドにおいても最も基本的な規制であった。⁸⁾ 織布工ギルドでは原料に劣悪な糸、糸くず、そしてくず糸の使用を禁止し、刈り取った羊毛のみの使用を強制した。15世紀初めに織布工のクラフトが都市当局に示した請願には、「織布工のクラフトの何人かの人々が毛くずで紡いだ糸を受け取り、始めから騙すつもりでその糸を使って Brodemedes のまがい物を織りあげている。それらは後に海外各地に送られ、Bristol で製造された正真正銘の Brodemedes として外国商人に販売される。これは、名誉ある都市にとって由々しいことである。」と記された。⁹⁾ 織物の幅は規定以下であってはならないとの規約が定められ、規定の幅に足りない毛織物を製造した者は市長の前に連れていかれ、重い罰金が課せられ、織機を没収された。経糸のかわりに緯糸を使用することは禁止され、織布工が ‘tosed’ と呼んだ糸目不足、また両端よりも中間部の品質がおちている場合には織物と織機が燃やされた。外国からもたらされた織機は市長と市参事会々員に夫々 5s. 1d., 1d. の許可料を支払った者を除いて使用が禁止された。また、‘osetes’ と呼ばれた用具は、1346年にそれによって不正な毛織物が製造されるという理由で、5 人を除いて使用が禁止された。これは後に、人の目に触れる道路に面した店舗やホールでのみ使用が認められた。¹⁰⁾

織布工はその用具を階上の部屋や地下室ではなく、「人の目に触れる、道路に面したホール、ないし店舗にのみ据えなければならない。」という規約によって監視された。違反の場合には 40d. の罰金を課され、15 日以内に用具は取り除かれた。また、同じ理由で夜間労働は禁止され、違反の場合には 5s. 1d. を市長に、40d. を市参事会々員に支払わねばならなかった。¹¹⁾ 3 回目の違反には 1 年と 1 日の間その仕事に就くことを禁止された。さらに、欠陥のある仕事をした者を摘発するために、織った者が容易に識別できるよう、1 反毎に自身のマークを印すことが義務づけられた。¹²⁾ 1355 年に市長と全市民の同意によって、市長は全ての織布工を市長の前に召

集し、12人の人格の優れた織布工によりそのクラフトを監視する4人の監事を選出し、規約違反を見つけたらそれを正直に市長に報告しなければならぬとの規約が定められた。¹³⁾

1384年までに St. Katherine を祀る宗教ギルドが織布工ギルドの機能を補足すべく組織されていた。ギルドの成員はこうした規制に拘束されたばかりでなく、行列祈祷式への参加を義務づけられ、不参加の場合には8d. を課された。また、すべての親方と奉公人は Corpus Christi の祝日、 St. John the Baptist の降誕祭、使徒 Peter and Paul の祝日の燈明やトーチの費用などを負担しなければならなかつた。¹⁴⁾

縮絨は毛織物の製造工程の中でもとりわけ重要な段階の一つであった。未熟な技術による縮絨は最上の織物をだいなしにした。縮絨はもともと 'waulking' と言われ、水に漬けた毛織物の上を人間が歩くことによって行われた。縮絨工や剪毛工の仕事は、次第に周辺の農村の縮絨水車場で行われるようになってきていたが、依然として極めて重要な役割を担っていた。14・5世紀を通じて Bristol にはかなりの縮絨工がいた。The Little Red Book では、1346年のみで William Baqewell ら81名にものぼる縮絨工が数えられ、遺書登録簿にも John Palmer ら多くの縮絨工が見出された。16世紀初めに発展した Bristol の石鹼工業は縮絨職人の需要によって生まれ出されたものであった。

縮絨工ギルドは縮絨工の名声を失わないよう気を配った。毛織物の洗浄と仕上げは決められた方法で行わなければならなかつた。欠陥ある縮絨は罰則が与えられ、違反を繰り返した場合に3回目には1年と1日仕事に就くことができなかつた。¹⁵⁾ また、織布工と同様に夜間に仕事を行なうことが禁止され、妻以外の女性を縮絨用水桶で働かせてはならないとの規約が定められた。1406年に親方縮絨工は、そのクラフトの秩序、そして品質を維持するための諸規約が遵守されているかを監視し、検査するために4人の信頼の置ける人々を監事として毎年選出するよう命じられた。彼らは週に2回成員の家を検査し、あらゆる違反を摘発した。縮絨工ギルドは、多くの無知な人々の不正やごまかしによって多大な不名誉と不利益を蒙っており、規約に定められた基準を満たしていることを証明するために1反毎にギルドの印章を付けることを義務づけられた。

縮絨は極めてつらい仕事で、特に長い夏の日にはより高い賃金が支払われた。親方縮絨工は、その労働者に対して夏に4d.、冬に3d. を超える賃金を支払うことを禁止され、違反の場合には2s. の罰金が課せられた。罰金は市当局とギルドで折半された。毛織物を吊して干す場所で働く者には1日に2d.、仕上げられた毛織物から混じり物を取り除く 'wedestere' ないしは 'picker' には1日に1d. が支払われた。¹⁶⁾

Bristol 商人によって Toulouse や Genoese からもたらされた大量の大青、明礬、あかね染料などの染色材料、そして市域を流れる Avon 河と Frome 川の水は Bristol の染色業に繁栄をもたらしていた。染色に必要な材料は、直接 Bristol に輸入された他、時には陸路 Southampton から荷車で運ばれた。¹⁷⁾ 染色工は1407年にギルドを組織し、1452年に Henry VI 世によって特許

状を付与された。この染色工ギルドの成員のなかには女性も含まれていた¹⁸⁾。

染色工ギルドでは染色材料の使用を厳密に規制する規約が頻繁に作成された。その調整方法が定められ、染色工程で使用される明礬の種類もまた指定された。また、実際の染色工程において羊毛に染色しなければならないとされた。ギルドは染料の供給を渋ったり、買い占めたりする商人の行動を注意深く監視した。商人は大青を 1 tun 以上貯蔵することを禁止され、外国人やよそ者の商人は大青をその品質の検査を受けた日から40日以内に販売しなければならなかった。そして、彼らはお互いの取り引きを禁止された。¹⁹⁾

染色工もまた、そのクラフトの信用を傷つける成員や未熟練工をギルドから排除するよう努めた。1406年に定められた染色工ギルドの規約では、ギルドの親方によって、「上記 [Bristol] の町のいろいろな職業の人々が、染色業の技術もなく、組合の徒弟または親方でないにもかかわらず、この町および周辺の農村の多くの人々の毛織物や羊毛を染色する仕事を引き受け、契約し、このためこれらの毛織物や羊毛は、しばしば彼らの無知と知識不足とのために仕上がり悪く、所有者に大きな損害を与え、また上記の組合と上記の町の毛織業との名誉を傷つけている。」との不満が述べられた。これを修正するために、「毎年、Bristol の上記組合の親方全員の賛成によって、この組合の 2 名の親方を市内の毛織物染色および羊毛の大青染めにおけるあらゆる欠陥を十分かつ合法的に調査するために選出する」ことが定められた。そして、「今後、上記の組合の親方によりこの職業に十分立派に習熟しているという証明がなされない限り毛織物または羊毛の染色をしてはならない。もしこれに違反した時には、市長及び収入役に対して共通の利益に用いるために、最初の違反の時は 6s. 8d., 2 回目の違反の時には 13s. 4d., 3 回目の違反の時には 20s., 3 回以降は違反の都度 20s. を支払うこと。」に同意した。²⁰⁾

1) 1391年には市長、シェリフ、2人の監事、書記ら指定された者以外の制服 common livery の着用を禁止する条例が定められた。L. R. B., II, pp. 5, 7, 8, 65

2) G. R. B., II, III, p. 27

3) L. R. B., p. 62 市長が単独で認めた場合に £10 の科料が課された。

4) L. R. B., pp. 3, 62, 123, アイルランド生まれの者の Bristol への移住は極めて多かった。こうした人々に対して帰国を求めた布告がだされたが、1394年に洋服仕立て商 Nicholas Verdon, John Rokel は夫々 6s. 8d., 10s. を支払って滞在を認められた。C. P. R., 1391-96, pp. 453-465

5) L. R. B., II, pp. 127-28

6) L. R. B., II, p. 59

7) L. R. B., II, pp. 40, 71

8) 1392年に国王の特許状によって設立された洋服仕立商ギルドは、1401年に不正な仕事を防ぎ、ギルドの成員でない洋服仕立商をそのクラフトから排除するための諸規約を定めた。L. R. B., II, p. 26 また、白臘工ギルドでは品質を維持するために、親方が週一回各成員の家を検査した。L. R. B., II, p. 184

9) L. R. B., II, p. 123

10) L. R. B., II, pp. 2, 40

- 11) L. R. B., II, p. 3
- 12) L. R. B., II, p. 2
- 13) L. R. B., II, p. 59 1419年に John Gernette, Richard Clerk, Walter Smyth, John Fox の 4 人は「Burgess weavers, burgesses of the town of Bristol and Supervisors and Aldermen」と記された。L. R. B., II, pp. 117-8
- 14) L. R. B., II, pp. 121-2
- 15) L. R. B., II, p. 8
- 16) L. R. B., II, pp. 75-80
- 17) B. D. M. Bunyard, The Brokage Book of Southampton from 1439-40, Southampton Record Society, vol. I, pp. 69, 96, do., 1445-1446, p. 17, K. F. Stevens, The Brokage Book of Southampton for 1477-78 and 1527-8, pp. 49, 81, 97, 103, Southampton, 1985
- 18) L. R. B., II, p. 83 'If any damage is done through defect of dying by any man or woman of the said craft' とある。この染色工ギルドは1455年に市当局によって規約を取り消された。G. R. B., II, p. 53. L. R. B., II, pp. 88, 89-92
- 19) L. R. B., II, p. 17
- 20) L. R. B., II, pp. 81-8. English Economic History Select Documents, ed. A. E. Bland, P. A. Brown and R. H. Tawney, pp. 144, London, 1914

(4) 16世紀、毛織物工業の衰退

16世紀、Bristol は行政面では幸先の良い幕開けを迎えた。1500年に Henry VII 世によって広範な特権を認められた特許状を賦与され、さらに1534年にはそれまでのカウンティから the city Bristol となつた¹⁾。

15世紀末、Bristol の毛織物工業は依然として若干の重要性を維持していたとは言え、農村地域のそれに比べて相対的に衰退し、16世紀前半の間に毛織物製造の中心地としての重要性を喪失していった。Avon 河の水は濁り、干満があるため洗浄・染色、そして縮絨水車に不利であった。新たな成員の加入を制限し、新たな方策の採用を拒んだギルド諸規則は、より一層の成長を抑え込む結果となつた。しかし、Bristol の毛織物工業を衰退に陥れた最大の原因は、周辺地域の農村における毛織物工業の著しい発展にあった。Bristol はイングランドの毛織物都市の中でも、とりわけ農村工業の成長によって甚大な被害を被つた。

イングランド西・南部は、14・5世紀のうちにイングランドで最も活気のある毛織物生産地に成長した。とりわけ、Cotswolds をはじめ Mendips の麓、そして Avon 河の峡谷に沿つた農村地域の発展は著しく、14世紀の終りには Bath, Wells, Pensford, Frome といった村々では年に1,000から2,000反、Taunton, Bruton, Bridgewater, Beckington, Shepton, Mells, Rode は200から800反の毛織物を生産していた²⁾。

これらの地域は、毛織物生産にとって極めて好都合な立地条件を備えていた。牧草地に最適な白亜質の丘陵が広がり、そこでは夥しい数の羊が飼育された。また、その丘陵地を清烈な河川が流れ下つており、すでに13世紀から縮絨水車が設置された。もともと、農民の副業として

発展してきた農村の毛織物工業は、紡糸、織布業を中心として成長し、さらに14世紀の間の縮絨水車の急速な普及とともに縮絨業も発展した。こうして15世紀を通じて毛織物製造に携わる人々は著しく増大し、15世紀後半にはイングランドの全生産量の1/3を生産するまでになっていた。³⁾

農村の毛織物工業の発展に直面したギルドは、都市領域外へ毛織物製造業が拡散するのを防止することを意図した規約を、すでに14世紀から頻繁に制定した。縮絨業における農村の水車との競争は、遅くとも14世紀半ばまでには始まっていた。⁴⁾ 縮絨工ギルドは、1346年に縮絨のために毛織物を都市外に送ることを禁止し、縮絨工は Cotswolds の丘陵地で縮絨した毛織物を手直しするために受け取ってはならないとされた。こうした規約は以後も繰り返し定められ、1381年には親方縮絨工や雇い職人が縮絨を目的で市外に行くことを禁止した。⁵⁾ Bristol の人々の足によってなされてきた縮絨業はその多くが峡谷地域に移っていた。縮絨工の農村への移住が見られ、商人らは農村の縮絨工を雇うようになっていた。すでに、13世紀後半に Bristol の縮絨工の名が Brimscombe で見出された。Castle Combe の縮絨工 John Burgess は、Bristol の縮絨工 Thomas Caudell のために働いていた。そして、「規約がこれまで守られてきていない」との記述に始まる1406年のギルドの規約には、「Bristol の若干の商人たちは、都市周辺の農村各地において彼らの毛織物を縮絨するようになってきている。これらの商人たちは毛織物を縮絨した後、その欠陥のために Bristol の縮絨工が手を入れ、補正することなしには販売のために陳列することができない。従って、以後親方縮絨工は都市外で縮絨された欠陥のある毛織物を縮絨、手直ししてはならないことを命じ、同意した。」と記された。⁶⁾ 農村の縮絨水車場に縮絨のために毛織物を送ることは常に禁止されてきた。しかし、農村における縮絨水車の普及はそれを阻止することを不可能にした。⁷⁾ 最も古くから存在し、またより強力な団体であった織布工ギルドは、今や単に織布業の農村への流出によってばかりでなく、自らを保護するために採用した方策そのものによって日々弱体化されつつあった。糸は明らかに農村地域から都市にもたらされていたし、また、農村地域で織布するために羊毛や糸が送られていた。1355年に「織布工はその夫、または妻以外のいかなる者からも糸を受け取ってはならない」との規約が定められた。1346年に市参事会々員の許可なしに織布、紡績、または梳毛するために羊毛を都市外に送ることが禁止され、そして、1381年にはよそで織布するために糸を送ることが全面的に禁止された。⁸⁾ ギルドは織元と呼ばれる人々が梳毛と紡績のためにオイルに浸した羊毛を市外に送ることを禁止する規約を常に定めていた。⁹⁾

15世紀を通じて違反は増大しつつあった。都市の規制を逃れるために、15世紀初めまでに都市の織布工は農村に流出していた。1446年に Wiltshire の織布工が財産の不法侵害の損害賠償を求める裁判で告訴された時、被告人の中に Castle combe の4人の縮絨工と2人の織布工とともに Bristol の織布工が含まれていた。¹⁰⁾ 羊毛の購入から仕上げに至る製造工程を組織した都市の織元は、常に農村の紡績や織布工を雇っていた。Thomas atte Hay は農村の織布工から毛

織物を購入し、それを輸出した初期の織元の一人であった。彼はその遺書で Bristol と Gloucester, そして Bristol と Almondsbury との間の道路補修のために £20 を、そして貧しい織布工、縮絨工のために 40s. を遺贈した¹¹⁾。

古くからイングランド西南部の商業中心地として発展を遂げた Bristol の歳市や週市には隣接する州をはじめとして、Coventry, Shrewsbury, Wales, 時に Barnstaple や Kendal から毛織物がもたらされていた。既に、1255年に市壁を建設する目的で駄馬に積んだ毛織物の荷に 1/4d., そして 1317 年には荷車で都市にもたらされた毛織物に 2d. の税を課すことが認められていた¹²⁾。St. James 歳市は、16世紀には Stourbridge, Bartholomew 歳市に比肩された Bristol 最大の規模をもつ市場であった。また、Touker Street では都市の毛織物職人によって管理された毛織物の土曜市場が開設されていた¹³⁾。

こうして、農村からもたらされた毛織物の多くは都市で染色・仕上された。16世紀前半、Somerset の農村の織元から毛織物を購入していた Bristol の商人 John Smyth は、市内の染色小屋に染色用バットを所有し、剪毛工、縮絨工、染色工らを雇って毛織物の染色・仕上を行っていた¹⁴⁾。しかし、15世紀のうちに農村の富裕な織元の中から、都市に依存した染色・仕上工程を自らの仕事場で行うようになった者が現れていた。1459年に Cirencester で毛織物検査官によって差押えられた毛織物は、Stroudwater で 'Bristol red' と呼ばれた色に染色・仕上されたものであった。こうした農村の織元は輸出業には直接従事しなかったので、輸出は都市の商人に依存せざるを得なかった。Castle Combe や Stroudwater の毛織物は海外では単に "Bristols" として知られ、Wiltshire の Westbury の織元がその製品を Bristol にもたらしていた。15世紀末に Bristol の商人 Nicholas Lowe (Alowe) は Somerset の織元 John Plomeley に借金があった¹⁵⁾。同じ Somerset の Shirburn の織元 Philip Coke は Bristol の商人 William Lewys に販売した毛織物の代金の一部を現金で、一部を大青で受け取った。こうして Bristol の市場に出された毛織物の多くは大陸やアイルランドに運ばれ、一部はイタリアのガレー船に舶載するために陸路 Southampton に運ばれた。しかし、15世紀末から16世紀初めにかけて低地々方への広幅毛織物の輸出の集中にともなって、Bristol にもたらされていた西・南部の製品のほとんどが London に運ばれるようになり、低地々方を訪れることがなかった Bristol にはめったにもたらされなくなった¹⁶⁾。London 商人は Bristol で、そして直接生産地で契約を結び毛織物を買い入れた。農村の織元は London の毛織物市場 Blackwell Hall でその製品を販売した。Bristol の商人も London に毛織物をもたらした。London へは陸路 Chippenham, Newbury を経由して 3 日とかからなかった。Bristol の John Henlove と Alice Ricards は London で広幅毛織物をハンザ商人に販売した。1568年にマーチャント・アドヴェンチャラーズ・カンパニーが貿易の排他的特権を獲得した時、「何びとも商人のクラフトに手を出してはならない」と言いながら…彼ら[商人]は毛織物の縮絨を行っており、そのために貧しい縮絨工のクラフトが脅かされている。…過去において、毛織物は時に農村地域から仕上げのために購入されていた。しかし、商人の中

には農村の織元を極めて不誠実に扱う者もいるので、若干の織元がそれを罵って、毛織物を Bristol の商人には売らず London, その他の場所で売る、といっているのを聞く。」との苦情が聞かれた。¹⁷⁾

Bristol にもたらされる毛織物の減少にともなって、すでに15世紀半ばによそ者との毛織物取引きに関する条例はより厳しいものに改定されていた。Bristol の市民でないすべての人々は、その商品を他の個人的な場所でなく、後に Backhall と呼ばれた Spicer's Hall にもたらし、検査を受け、販売すべきこととされ、違反の場合には40s. の科料が課された。この条例は16世紀に入ってさらに強化され、1519年には Backhall にもたらされる前によそ者から商品を購入したすべての市民に対して商品価格の1/2の罰金が課されることになり、Henry VIII の治世の初めには違反の場合には商品を没収された。¹⁸⁾

1562年に織布工ギルドは排他的性格を一層強化する規約を定めた。都市において7年の徒弟期間を終了していることを証明できないよそ者は織布業に就くことを禁止され、徒弟修業を経ない織布工は £20 の入会金を支払わなければ成員に認められなかった。また、よそ者の雇い職人は、雇われた最初の週末に行われた試験でカンパニーの役員に認められた者のみが都市において働くことを許された。織布工は2人以上の徒弟をとることを禁止され、その徒弟はイングランド人の両親を持ち、都市内で生まれた者に限られた。そして、織元が都市外に糸、織物を送り、農村で織り、縮絨するのを防止するかつての規約もまた更新された。14世紀から続いた農村との競争はすでに決着がついていた。にもかかわらず、依然として彼らが非難した行為を阻止すべく新たな規約を策定し続けた。

1535年に縮絨工カンパニーには38人が所属していたが、その衰退は明らかであった。カンパニーの成員はいろいろな形でその地位を脅かされていた。剪毛工の仕事は、本来未仕上毛織物の毛羽を取り除くことであったが、今や縮絨工の仕事を侵蝕しつつあった。縮絨工は縮絨のみならず節取り、毛羽立て、剪毛も行い、自ら「落ちぶれたカンパニー」と呼んで蔑んだ。1553年にJames Stevens はその遺書で「貧しい縮絨工たち」のために20s. を遺贈した。多くの他の都市で縮絨工と剪毛工が同一のギルドに統合されたように、Bristol でも17世紀には同じ道を辿ることになった。縮絨工カンパニーの St. Katherine の礼拝堂と土地は1578年に個人の手に渡った。

1) 1500年の特許状では、6名の市参事会々員を選出すべきこと、2名のベイリフはカウンティのシェリフとなるべきこと、1名の収入役 chamberlain を市民の中から選出すべきことなどが認められた。

J. Corry, op. cit., pp. 319–321, 327–328

2) H. L. Gray, The Production and Exportation of English Woollens in the XIVth Century, E. H. R., vol. XXXIX, pp. 30–31, 1924

3) 例えば、この時代の C. P. R., 1416–22, 1422–29, 1429–36, 1436–41, 1441–46. C. C. R., Edw. IV, V, & Ric. III, 1476–85 などには Gloucester, Somerset, Wilt の3州の農村地帯で毛織物製造に

- 携わる職人が多数見いだされる。H. Heaton, *The Yorkshire Wollen and Worsted Industries*, 2nd ed. p. 85, 1965
- 4) L. R. B., II, p. 78
 - 5) L. R. B., II, pp. 12, 15
 - 6) L. R. B., II, pp. 75-8
 - 7) L. R. B., II, p. 7
 - 8) L. R. B., II, pp. 2, 3, 7
 - 9) オイルは羊毛脂を洗い流した羊毛を梳毛する前に整えるのに使用した。15世紀に Bristol では wool oil として知られた。
 - 10) C. P. R., 1441-1446, p. 385
 - 11) Wills, p. 18, 28, 32, E. M. Carus-Wilson, op. cit., pp. 191, 194, 195, 197, 199
 - 12) N. D. Harding, op. cit., pp. 31, 57, 85. この歳市は、すでに12世紀初めまでは St. James の修道院長に特権が付与され、さらに Henry II 世によって追認され、1287年にも特許状を付与されていた。L. R. B., I, p. 106, 開催日は、Elizabeth 女王の時代に 7月25日に移った。また、Temple street では St. Paul の祭期に歳市が開催された。この歳市は、1550年5月24日に Edward VI により、9月1日より8日間開催する権利を付与された。これとは別に1462年に市壁を修理する費用を援助する目的で6月20日から9日間、そして1529年に2月2日から9日間歳市開催の特許状を付与された。Calendar of Charter Rolls, vol. VI, 1427-1516, 1927
 - 13) L. R. B., II, p. 54
 - 14) Smyth は農村の織元にオイル、大青、明礬、アカネ染料などを供給した。Bruton の織元からは年平均ほぼ70 cloths を購入した。The Ledger of John Smyth, 1538-1550. ed. J. Vanes, B. R. S., XXVII, pp. 5-6, 1975. G. D. Ramsay, *The Wiltshire Woollen Industry, in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*. pp. 40-42, Oxford, 1943. 16世紀、Simon Gervey (Jervyeys) は、「clothmaker or merchant」と記され、織元の Robert Hix が Redcliff street に住んでいた。Letters and Papers, Foreign and Domestic, Henry VIII, ed. R. H. Brodie, vol. I, p. 250. Wills, p. 198
 - 15) C. P. R., 1485-1494, p. 477
 - 16) J. Latimer, op. cit., pp. 60-62
 - 17) J. Latimer, op. cit., p. 29
 - 18) Backhall は Avon 河岸の埠頭 The Back に隣接した St. Nicholas 教会の前庭にあった。著名な商人 Robert Sturmy はしばらくの間ここに住んだ。1467年にこの家屋は the Fellowship of merchants の集会所とされた。1536年の記述に「the common hall in Brystol, called Back Hall」とある。J. Vanes, op. cit., p. 112

(5) おわりに

1529年に Henry VIII 世は Bristol の市長と市民に2月2日から9日間歳市を開催する権利を賦与した。それは毛織物製造業が集中していた St. Mary Redcliffe, St. Thomas, 及び Temple 教区の貧しい住民にその収益を寄付することが目的であった。同じ目的で、その6カ月後に Temple 教区で1月25日からの St. Paul 歳市の開催が認められた。こうした歳市は、おそらく都市の毛織物製造に携わる人々に雇用の機会を提供した。¹⁾

1532年からの10年間に徒弟契約をした1,449人のうち、最も多かったのは商人で128人であつ

た。織布工と縮絨工はそれぞれ65, 60人, 染色工は14人にすぎなかった。次の10年間, 織布工の徒弟登録数は57人に減少した。染色工と剪毛工のそれは, それぞれ48, 82人であった。²⁾

主要産業であった毛織物工業の衰退による都市の零落は明らかであった。1503年に都市が輸入ワインに課された *prisage* の免除を求めたのは農村の毛織物工業の成長による都市毛織物工業の衰退にあった。人口は当時引き続く疫病の来襲からさえ回復していなかった。1538年に市長は遺棄された家々の補修と埠頭の建設に Grey Friars の建物の石材を使用することを請願した³⁾。「市壁内の多くの美しい住民の家屋が今や崩れ落ちて」いた。⁴⁾

1570年12月11日に, St. Thomas street での市場の開設権を認めた特許状において, St. Thomas street の住民の貧窮と家屋の荒廃の状況が次のように記された。「毛織物製造業の衰退により, その家屋は朽ち果て, 住民は困窮を余儀なくされ, 数を減らし, …そして又, はるか昔から主として上記の住民によって維持・管理されてきた水道管は, 今や荒れ果てたままの状態にある。…毎週木曜日に上記の St. Thomas street において糸, 羊毛, 家畜, その他のすべての商品のための市場を開設し, その市場の店舗税, 市場税, 商品の計量費用, そして他のすべての通常の収益をいくつかの多くの貧しい人々を支援するための施療院へ与える。」⁵⁾

1) 1516年に Bristol では市場税が廃止された。商品の販売のために市場に来た人々は市場において定められた市場税を支払わねばならなかった。収益は Newgate に監禁されている囚人の救済費用に充てられた。看守がそれを盜用していたことが廃止の原因とされる。しかし, 市場税の廃止はより多くの人々を市場に引きつけた。J. Corry, op. cit., pp. 323-4

2) D. Hollis, Calender of the Bristol Apprentice Book. part I, B. R. S., 1949. E. Ralph, N. A. Hardwick, do, part II, 1980. 1542年からの23年間に剪毛工の徒弟は174人を数えた。おそらくこの時期都市の仕上げ業は成長さえ示していた。A. Yarbrough, Geographical and Social Origin of Bristol Apprentices, 1542-1565, T. B. G. A. S., vol. XCVII, p. 115, 1980

3) J. Vanes, op. cit., pp. 5, 28-31 すでに1311年に Edward III 世によって St. James の修道院長は Bristol の港にもたらされたワインに 1 hogshead 当り 4d. の *prisage* を課す権利を与えられていた。W. * Barrett, op. cit., p. 381

4) Henry VIII c, 18, Statutes of the Realm, iii, p. 768

5) C. P. R., Eliz. I, vol. V, 1569-1572, p. 250